

## 千葉地理学会会則（1960年5月1日創立総会にて制定）

- 第 1 条 本会は千葉地理学会と称する。
- 第 2 条 本会は千葉県の地理学，地理教育の進歩，普及を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達するために，次の事業を行う。
1. 研究発表会，講演会の開催
  2. 見学旅行の開催
  3. 機関誌の発行
  4. 地理学的共同調査，地理教育の共同調査
  5. 県内外の学術団体との交流
  6. その他本会の目的を達するに必要な事業
- 第 4 条 本会の総会は年 1 回開催するものとする。
- 第 5 条 本会の会則変更は総会の決議によって行なう。
- 第 6 条 本会は会則第 2 条に掲げた目的に賛成する者をもって構成する。
- 第 7 条 本会の入退会は常任委員会の承認を得なければならない。
- 第 8 条 会員は会費として当分の間年 200 円を前納する。
- 第 9 条 会員は本会の行う事業に参加することができる。
- 第 10 条 会員は名誉会員と普通会员とする。名誉会員は千葉県の地理学，地理教育の発展に対する功労者としてこれを総会において推戴する。
- 第 11 条 本会は次の役員をおく。役員任期は 2 年とする。会長と会計監査は連続して就任できない。
- 会長 1 名 会計監査 2 名 顧問若干名 常任委員長 1 名  
常任委員若干名 委員若干名
- 第 12 条 会長は総会において会員の推戴による。会長は会務を総括し常任委員長これを補佐する。会長の事故あるときは常任委員長がこれを代行する。
- 第 13 条 委員は当分の間総会の推薦により，常任委員会の諮問による重要な会務を審議する。
- 第 14 条 常任委員長，常任委員，会計監査は委員の互選による。常任委員会は常任委員長と常任委員からなり会務を行う。会計監査は本会の会計を監査する。
- 第 15 条 本会の事務所は当分の間千葉大学教育学部地理学研究室におく。